

藻谷浩介さんが基調講演

前橋創生を考えるシンポジウム開催

問 政策推進課 ☎ 027-898-6512



人口減少と超高齢化という課題を乗り越えるため、前橋はどのようなまちづくりを進めていけばよいかを考えるシンポジウムを開催。藻谷浩介さんの基調講演のほか、今後のまちづくりのキーマンが、前橋の未来について熱く議論を交わします。一緒に「前橋創生」を考えてみませんか。

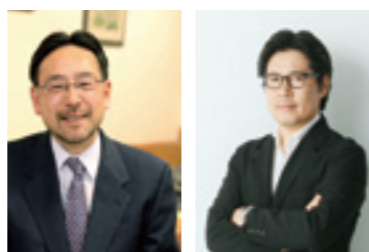
日時＝9月5日(土)午後4時30分～6時40分

会場＝前橋マールホテル(大友町三丁目)

対象＝市内在住か在勤の人、先着500人

内容＝日本総合研究所主席研究員・藻谷浩介さんによる基調講演、ジェイ・アイ・エヌ社長・田中仁さん、コナリエ社長・中村実紀さん、前橋市長・山本龍がパネルディスカッション

申し込み＝8月25日(火)までに同課へ



日本総合研究所
主席研究員・
藻谷浩介さん
撮影：青木優佳



ジェイ・アイ・エヌ
社長・田中仁さん

協力して地域課題を解決

パートナーシップ事業の提案を募集

問 生活課 ☎ 027-898-6510



市民と市が互いに協力して課題解決に取り組む「まえばし市民提案型パートナーシップ事業」。この協働事業の提案を募集します。課題解決に向けてお互いに知恵を絞って取り組んでいきましょう。

市の負担額は1事業当たり上限80万円。審査を経て決定します。詳しくは募集要項をご覧ください。

募集テーマ＝生活の中で地域課題と感じているもの

対象＝非営利団体など

募集要項の配布＝市役所生活課、各支所・市民サービス

センター、前橋プラザ元気21内市民活動支援センターで。本市ホームページにも掲載しています
申し込み＝10月16日(金)(必着)までに郵送で。所定の用紙に記入し、市役所生活課へ

■説明会

日時＝8月4日(火)午後2時～3時、同午後7時～8時、17日(月)午後2時～3時、同午後7時～8時

会場＝前橋プラザ元気21内市民活動支援センター

申し込み＝当日会場に直接

8月11日(火)から24日(月)まで

特別児童扶養手当の届け出を

問 障害福祉課 ☎ 027-220-5711



特別児童扶養手当を受給している人は、8月11日(火)から24日(月)までに、市保健所内障害福祉課(大胡・宮城・粕川・富士見地区の人は各支所)へ、所得状況届を提出してください。提出しないと、8月以降の手当が受けられません。

また、障害児福祉手当を受給している人には現況届も送付します。併せて提出してください。

用意する物＝印鑑、手当証書(未返却の場合)

その他＝ことし1月1日現在で市外に居住していた人は住所地の所得証明書が必要です。また、前年の所得状況届提出時と状況が変わった場合(受給資格者と対象児童が学校や仕事のため別居し始めたなど)は、別途書類が必要になることがあります。事前に相談してください

■対象者は申請を

下表の対象者で申請をしていない場合は、障害福祉課か大胡・宮城・粕川・富士見支所へ相談してください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- ①児童が障害を事由とする公的年金を受給している
- ②児童福祉施設に入所している
- ③前年の所得が一定額以上である。

特別児童扶養手当・障害児福祉手当の概要			
種別	支給額(月額)	対象	
特別児童扶養手当	1級	5万1,100円	20歳未満の在宅重度心身障害児(身体障害者手帳1級～3級程度、療育手帳B1以上など)を養育している保護者
	2級	3万4,030円	
障害児福祉手当	1万4,480円	20歳未満の在宅重度心身障害児(著しく重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な状態)	



命を守る大切な装置です 住宅用火災警報器は設置しましたか

就寝時の火災からの逃げ遅れを防ぐため、全ての住宅には「住宅用火災警報器」の設置が条例で義務付けられています。

問い合わせは 消防局予防課 ☎027-1220-4507

消防局予防課 福島 秀紀

住宅火災での死者の多くは逃げ遅れによるものです。特に就寝中に煙を吸ってしまうのは大変危険。このようなことを防ぐために住宅用火災警報器の設置が義務化されています。実際に、寝たばこで出火したが、警報音で目を覚まして消火できたというケースもありました。

国の調査では住宅用火災警報器を設置すると被害が半減するというデータも。皆さんの大切な「命」を守ることができそうです。まだ設置していない家庭がありましたら、早めの設置をお願いします。高齢者世帯で、自分で設置できない場合は、消防職員がお手伝いもしています。気軽に相談してください。

■住宅用火災警報器は寝室に設置

設置が必要な場所は全ての寝室。2階に寝室がある場合は階段上にも必要です。住宅の大きさにより、設置場所が増えることがあります。スプリンクラー設備や自動火災報知設備が設置されている場合は、住宅用火災警報器を設置しなくてもよ

いことがあります。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

設置機種＝煙感知式の住宅用火災警報器

販売場所＝防災用品を取り扱う販売店やホームセンター、電器店などで

まえばしプレミアム付商品券

使用できる取扱店を募集します

問い合わせは にぎわい商業課 ☎027-210-2273

まえばしプレミアム付商品券を使用できる取扱店を募集します。なお、市内にある換金取次金融機関を指定。取扱店の参加手数料・換金手数料は掛かりません。

対象＝市内の小売業や飲食業、サービス業など

店舗区分＝〈大型店〉売り場面積が1,000㎡を超える小売店〈一般商店〉売り場面積が1,000㎡以下の小売店とそれ以外の業種

申請書の配布＝前橋プラザ元気21内にぎわい商業課で。本市ホームページからダウンロードもできます

申し込み＝来年1月31日(日)までに郵送で。申請書に記入し、〒371-0023本町二丁目12-1・前橋プラザ元気21内にぎわい商業課(☎027-210-2273)へ

